

パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは「横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」（以下「宣誓」という）に先立ち、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓証明書を市に返還いたします。

フリガナ氏名 _____ フリガナ氏名 _____
 (通称) _____ (通称) _____

要綱の規定	確認事項（項目事項に「✓」をつけてください）	
第3条第1項	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第3条第2項 (右記のいずれかに該当すること)	①2人とも、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	②少なくともいずれか1人が、市内に住所を有していて、もう1人も市内への転入を予定している。 (転入予定日: 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
	③2人とも、市内に住所を有していないが、どちらも市内への転入を予定している。 (転入予定日: 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3項	2人とも、配偶者がいないことおよび共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4項	2人が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう）でないこと。 (パートナーシップにある方が養子縁組した場合を除く)	<input type="checkbox"/>

※転入予定の場合は、転入が完了したら市内に転入したことが分かるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を担当課へ提出願います。

※利用できる行政サービスの担当課（市営住宅課等）から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合は、情報提供させていただく場合がありますのでご了承ください。

※宣誓証明書を返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ情報提供をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

※上記の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓を行ったことで利用できる行政サービスの使用を停止させていただきます。

※継続使用届出書を提出された場合は、協定締結自治体へ継続使用届出書及び宣誓時に提出していただいた書類を提供させていただきますので、ご了承ください。